

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例Q & A

【目次】

- 1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について
 - Q1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどういうものですか。
 - Q2 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
 - Q3 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することが出来ないのはなぜですか。
 - Q4 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。
 - Q5 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。
 - Q6 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
 - Q7 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
 - Q8 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。
 - Q9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることは出来ますか。
 - Q10 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。
 - Q11 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。
 - Q12 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。
 - Q13 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。
 - Q14 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することは出来ますか。
- 2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画について
 - Q1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
 - Q2 地方活力向上地域特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。
 - Q3 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は支援対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。
 - Q4 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。
 - Q5 特定業務施設とはどのようなものですか。
 - Q6 賃貸や既存施設の用途変更により特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。

- Q 7 どのような用途変更は特定業務施設の整備に該当しますか。
- Q 8 地方活力向上地域特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。
- Q 9 すでに事務所等の建設工事を開始しているものについて地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ますか。
- Q 1 0 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。
- Q 1 1 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ますか。
- Q 1 2 新たに整備する特定業務施設に本社機能を移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。
- Q 1 3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。
- Q 1 4 中小企業者の定義は何ですか。

3 特例措置について

- Q 1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に関する支援措置は何ですか。
- Q 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものですか。
- Q 3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることが出来ますか。
- Q 4 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。
- Q 5 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。
- Q 6 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物を取得等することが必要ですか。
- Q 7 同一の建物内に本社機能以外の業務部門（工場や店舗等）を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。
- Q 8 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。
- Q 9 現行の雇用促進税制とはどのようなものですか。
- Q 1 0 地域再生法に基づく雇用促進税制の上乗せ措置とはどのようなものですか。
- Q 1 1 雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。
- Q 1 2 すでに雇用促進計画を事業年度開始2ヶ月以内に提出している事業者が、その当該事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。
- Q 1 3 同一の建物内に本社機能以外の業務部門（工場や店舗等）を有する場合に、雇用促進税制を受けるために、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。
- Q 1 4 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば雇用促進税制の対象となりますか。

- Q15 事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、その当該事業年度も雇用促進税制の対象となりますか。
- Q16 「事業主都合による離職」とはどのようなものですか。
- Q17 建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることができますか。
- Q18 所得拡大促進税制との併用は可能ですか。
- Q19 地域再生法に基づく地方税の不均一課税に伴う措置とはどのようなものですか。
- Q20 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象となりますか。

1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について

Q1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどのようなものですか。

【回答】

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地域再生法に基づいて、地域再生計画の認定制度があります。

この地域再生計画に記載できる事項のうち、地域再生を図るために行う事業に関する事項として、特定業務施設を整備する事業に関する事項が記載できます。

Q2 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方公共団体が作成し、内閣総理大臣（受付は内閣府）に認定申請します。

地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画については、都道府県が単独で又は都道府県及び市町村が共同して作成することが必要です（市町村のみで作成することは出来ません。）。

Q3 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することが出来ないのはなぜですか。

【回答】

地域経済は、単独の市町村の中で完結しておらず、中心市に周辺市町村の住民が通勤するなど、複数の隣接する市町村が一体となって一つの経済圏を構成していることから広域的な観点から地域再生計画を作成することが必要です。

このため、企業を誘致する上で重要なインフラである道路や空港等の整備にあたって広域的な観点から、都市計画を都道府県が決定することとなっていること、都道府県が企業誘致等の相談窓口になることが多いこと、都道府県も支援施策を多く有していること、公設試験場についても、多くが都道府県により地域の産業集積の状況に応じて設置・運営されていること等の理由から、都道府県の関与を必須としております。

Q4 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。

【回答】

既に内閣総理大臣の認定を受けている地域再生計画に地方活力向上地域特定業務施設整備事業について記載を加えた上で、変更の認定申請をすることも可能ですが、一般的には新たに作成していただくことを想定しています。

Q5 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、以下の事項の記載が必要です。

- ① 地域再生計画の名称
- ② 地域再生計画の作成主体の名称
- ③ 地域再生計画の区域
- ④ 地域再生計画の目標（地域の現状、課題、インフラ整備状況、近年の企業立地動向、今後の見通しなど）
- ⑤ 地域再生を図るために行う事業（移転型事業の対象地域である地方活力向上地域及び当該地域内で設定する拡充型事業の対象地域、区域設定の妥当性、地方活力向上地域特定業務施設整備事業、支援措置を適用して行う事業、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るために地方公共団体が独自で行う取組等）
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 目標達成状況に係る評価に関する事項（設定する目標や評価時期：始期、中間、終期を設定）

Q6 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

移転型事業の対象地域を定めることができる地域は、三大都市圏の一部地域（集中地域（注1））以外の地域であり、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域です。当該地域を法第5条第4項第4号において「地方活力向上地域」と規定しています。

具体的には基本方針で定めるとおり、地方の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業環境の整備を一体的に推し進める地域であって、既存の土地利用計画や企業誘致計画等との整合性を図りながら、地域再生計画の目標を達成するために効果的かつ効果的な地域を地方活力向上地域として設定することが必要です。

このため、合理的な理由がないにも関わらず、市町村全域を地方活力向上地域とするような地域再生計画は認められません。

（注1） 詳細については、Q8を御参照ください。

Q7 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

拡充型事業の対象地域は、地方活力向上地域の中に、一定の要件を満たした区域として設定することができます。

一定の要件とは、具体的には、

1. 地方活力向上地域を構成する単独又は地域連携して近接する市町村で、
 - ① 人口規模：都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、地域全体で概ね人口10万人以上の経済圏であること
 - ② 経済活動：昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）が著しく低いこと
 - ③ 産業集積度：人口当たり事業所数が著しく少ないことという要件を満たす市町村からなる地域の中で、さらに、
2. 下記の要件を満たす区域です。
 - ① 自然的・経済的・社会的（注1）に一体の地域であること
 - ② 一定の産業集積が形成されている地域（注2）であること又は地域の産業の核として事務所等の集積を図る地域としていく具体的な計画の対象になっていること（注3）
 - ③ 近隣の大学、高等専門学校、研究施設等が存在し、研究開発に係る一定の環境が整っている地域であること（注4）
 - ④ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（注5）を含まないこと

（注1） 「自然的」とは地理的に分断されておらず連続性を有することをいい、「経済的」とは、地域内での取引等が継続的に反復して行われていることをいい、「社会的」とは、単数又は複数の市町村又は特別区を単位としていることをいう。これらを総合的に勘案し、一体性を損なわない程度であれば、飛び地も可能。

（注2） 「一定の産業集積が形成されている地域」とは、県内企業の賦存状況を鑑み、本社機能等を有する事業所が主に所在している地域をいう。

（注3） 「事務所等の集積を図る地域として具体的な計画の対象になっている」とは再開発計画、工業団地の造成の対象地域となっている等、地元自治体等が実効性のある整備計画を有していることをいう。

（注4） 教育及び研究を行う大学等が対象地域外にある場合、30分以内にアクセス出来ることが目安である。大学等に特に専攻等に制限はないが、大学、高専、専修学校等のほか、公的研究機関（例えば自治体の公設試験場）等、特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に関与するものをいう。

（注5） 「優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区や貝塚、古墳その他の文化財が良好な状態で保存されている地域、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、森林法に規定する保安林、保安施設地区、鳥獣保護法に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域等をいう。

Q8 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。

【回答】

地域再生法第5条第4項第4号に定める集中地域です。具体的には、以下の三大都市圏の一部地域になります。

- ① 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯
- ② 近畿圏整備法で定める既成都市区域
- ③ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域

Q9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることは出来ますか。

【回答】

原則出来ません。ただし、対象地域の設定には要件があるため、それぞれの要件を満たす適切な地域を設定した結果として同一地域となることを必ずしも妨げるものではありません。

Q10 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。

【回答】

移転型事業だけでは地域再生計画の認定基準（注1）である円滑かつ確実な実施が見込まれないため、原則、拡充型事業の対象地域が設定されない地域再生計画は認定出来ません。

ただし、すでに具体的な案件があるなど、移転型事業のみで地域再生計画の円滑かつ確実な実施が見込まれ、同計画の目標達成の見込みが高いことの合理的な説明がある場合はこの限りではありません。

（注1） 詳細については、Q12を御参照ください。

Q11 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。

【回答】

地域再生計画の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の事業期間の上限や課税の特例措置の適用期間等を踏まえると、5年程度を想定しています。

Q12 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地域再生計画の目標、地域再生を図るために行う事業、地方活力向上地域、計画期間等が次に掲げる基準に適合すると認めるときに認定されます。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること
- ② 当該地域再生計画の実施が、当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与すると認められること
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること

Q13 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。

【回答】

地域再生計画の認定を受けた後であっても、認定基準に適合しなくなった場合、認定を取り消されることがあります。

例えば、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定やフォローアップを十分にできていないような場合、地域再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれないため、当然、地域再生計画の認定は取消しの対象となり得ます。

Q14 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することは出来ますか。

【回答】

地域再生計画を作成するに当たって地域再生協議会を設置することは必須ではありませんが、設置する場合、既存の他の協議会を活用することも可能です。ただし、既存の協議会の規約等を改正し、地域再生法に基づく地域再生協議会として位置づけるとともに、遅滞なくその旨を公表する必要があります。

2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画について

Q1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者が作成し、特定業務施設の立地場所を計画区域に含む地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画の認定を受けた都道府県知事に認定申請します。

Q2 地方活力向上地域特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。

【回答】

地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（特定業務施設）を整備する以下の事業をいいます。

- ① 移転型事業とは、東京23区から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業
- ② 拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）において、特定業務施設を整備する事業

Q3 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は支援対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。

【回答】

東京23区を除く集中地域や地方活力向上地域など、東京23区を除く地域から拡充型事業の対象地域への移転については、拡充型事業として支援の対象になり得ます。

（注1） 支援対象となるためには、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定基準を満たす必要があります。詳細はQ10を御参照ください。

Q4 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日から5年以内としております。

ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えて、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の事業期間とすることはできません。

Q5 特定業務施設とはどのようなものですか。

【回答】

地域再生法第5条第4項第4号で規定する特定業務施設は、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、生産や販売等の部門のために使用される部分は含まれません。

① 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

- ア) 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）
- イ) 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門）
- ウ) 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）
- エ) 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）
- オ) その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

② 研究所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

③ 研修所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

Q6 賃貸や既存施設の用途変更により特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。

【回答】

新設、増設、賃貸、既存施設の用途変更のいずれかによって特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の対象となります。

Q7 どのような用途変更は特定業務施設の整備に該当しますか。

【回答】

用途変更とは、例えば工場を事務所にするというような、十分な改修が行われているもので、外形上明確に判別が付くものを想定しています。

このため、ただ単に工場の空きスペースに簡易な仕切りを設けて事務所とするようなものは、用途変更には該当しないものとし、特定業務施設の整備には該当しません。

都道府県は、用途変更により特定業務施設を整備する計画申請がなされる場合、必要に応じて現地確認を行い、認定前の状況等を把握するなどし、実態が伴っているか否かを確認することが必要です。

Q8 地方活力向上地域特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者は、建物を新設、増設しようとする場合にあっては、その着工前（用途変更しようとする場合にあってはその着手前）、賃貸による場合にあっては、賃貸契約締結前に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることが必要です。

ただし、制度創設初年度である平成27年度に限り、着工しているものであっても地方活力向上事業特定業務施設整備計画の認定を受けられる場合があります。

（注1） 詳細については、以下Q9を御参照ください。

Q9 すでに事務所等の建設工事を開始しているものについて地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることができますか。

制度創設初年度である平成27年度に限り、既に着工しているものであっても、地域再生計画に位置付けられているものであり、かつ、平成27年4月1日以降に着工しているものについては地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定対象とすることとしています（既に特定業務施設が取得等されている場合を除く。）。

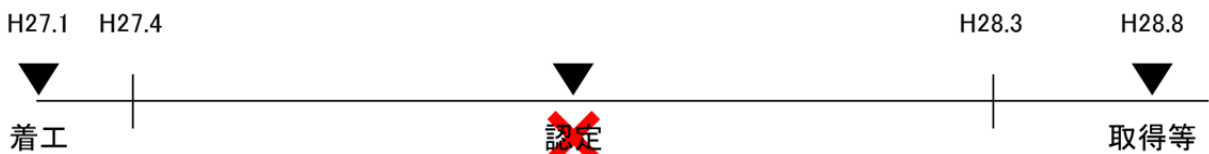
よって、平成27年4月1日以降に着工したものであって、地方活力向上事業特定業務施設整備事業に該当すると思われる取組を実施中の事業者は、整備場所の都道府県知事に御相談ください。

（注1） 認定対象となる場合とならない場合のイメージは以下図表のとおりです。
○認定対象となる場合

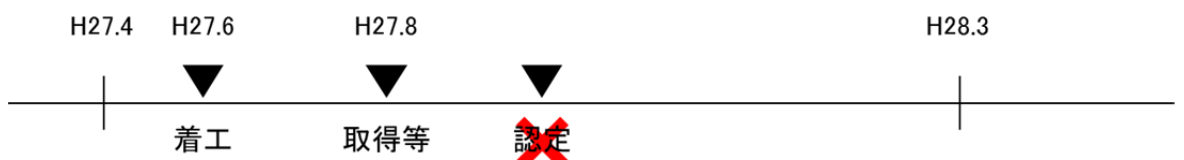


○認定対象とならない場合

- 平成27年4月1日以前の着工であるため ×



- 認定前に特定業務施設の整備が終了しているため ×



- ・平成28年度以降の認定となっているため ×



(注2) 地域再生計画に位置づけられているとは、都道府県又は都道府県及び市町村が作成する地域再生計画の「法第5章の特別の措置を適用して行う事業」に実施中の事業の内容として、事業主体、概要、実施場所、実施期間が記載されていることをいいます。

(地域再生計画該当部分記載例)

株式会社〇〇は、経営の合理化を図る目的から、東京にある総務部門、経理部門を現在、同社の生産拠点がある〇〇事業所隣接地に新社屋を整備。

実施場所：〇〇県〇〇市〇〇

実施期間：平成27年〇月～

Q10 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 認定地域再生計画に適合するものであること（特定業務施設の整備を伴うものであること、地方活力向上地域内で行われる事業であること、地域における就業の機会の創出に資するものであること等）
- ② 特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用する従業員数が10人（中小企業者の場合は5人）以上であること
- ③ 特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が10人（中小企業者の場合は5人）以上であること。加えて、移転型事業の場合には、増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること。
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

(注1) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定申請をすることが出来ません。

Q11 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ますか。

【回答】

地域再生法の目的のひとつが地域における雇用機会の創出であることに鑑み、特定

業務施設における従業員数の増加（移転型事業の場合はその過半数が東京23区からの異動であること）が見込まれること等の要件に加え、拡充型事業にあっては以下①、移転型事業にあっては以下①及び②のような地域の雇用増に資する事業でなければ、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ません。

- ① 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に起因して従業員数が増減する全事業所（注1）において本社機能に従事する従業員数の10人以上（中小企業者の場合は5人以上）の増加が見込まれること。
- ② 移転型事業は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う本社機能の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所（注2）において本社機能に従事する従業員（注3）の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の存する地域の活力を失わせることがない場合（注4）はこの限りでない。

よって、上記の要件を満たせば、例えば定年退職等により法人又は個人事業者全体の従業員数が減少することをもって、直ちに地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けられないものではありません。

ただし、雇用促進税制の適用を受けるためには、法人又は個人事業者全体の従業員数の増加が必要です。

（注1） 「当該計画に起因して従業員が増減する全事業所」とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設及び当該特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所のことをいいます。

（注2） 「当該計画に従って行う本社機能の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所」とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所であって、閉鎖又は縮小が行われる事業所のことをいいます。

（注3） 「本社機能に従事する従業員」とは、事業者の本社機能となる業務部門に属する従業員のことをいいます（移転等が行われる業務部門のみではありません。）。

（注4） 地域の活力を失わせることがない場合とは、例えば、閉鎖した事業所を他の事業者が引き継ぐことで当該事業所の雇用が維持されるような場合をいいます。

Q12 新たに整備する特定業務施設に本社機能に移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、その事業期間内に行われる本社機能の移転とそれに伴って行われる段階的な事業所の拡張や従業員の増加は一体的な移転型事業として認定することが可能です。

ただし、特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であることが必要です。

なお、都道府県は、本来拡充型事業として認定すべき事業を移転型事業として認定

することがないよう、特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数に比して整備する特定業務施設の規模が極めて過大である等移転型事業として疑義があると認められる場合は、事業計画の内容の整合性について確認し、整合性がないと判断される場合には移転型事業として認定を行わないようにすることが必要です。

Q13 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。

【回答】

業種に制約はありませんが、特定業務施設はいわゆるオフィス等を想定しているため、工場や店舗、単なる営業所は対象になりません。

Q14 中小企業者の定義は何ですか。

【回答】

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）に定義する中小企業者をいいます。

（注1） 課税の特例措置及び減収補填措置の中小企業者の定義と異なりますので、ご注意ください。

3 特例措置について

(全般)

Q1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に関する支援措置は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者に対する支援措置は、以下の4つとなります。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
- ② 特定業務施設の新増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- ④ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う減収補填

(独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証について)

Q2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものですか。

【回答】

都道府県から認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って企業の地方拠点の強化に関する事業を行う事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うものです。

保証条件は、以下のとおりです。

- ① 対象事業者は、地域再生法に基づき都道府県知事の計画認定を受けた事業者であり、信用保証協会等の保証を受けることが困難な者（大企業等）
- ② 保証限度額は、15億円
- ③ 保証割合は、借入及び社債の元本の30%
- ④ 保証期間は、10年以内
- ⑤ 資金用途は、認定計画で認められた設備資金、土地取得に係る資金
- ⑥ 形式は借入又は社債

Q3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができますか。新

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をもって、直ちに債務保証を受けられるものではありません。

独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証は、認定事業者の財務が健全であること、保証付借入の資金用途が設備資金であることを満たした上で、金融審査等の総合判断に基づき決定されることになります。

(オフィス減税について)

Q4 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。

【回答】

認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従い、特定業務施設に該当する建物及びその附属設備、又は構築物を取得又は建設した場合に、当該建物等の取得価額に対し、拡充型の場合には、特別償却15%又は税額控除4%、移転型の場合には、特別償却25%又は税額控除7%のオフィス減税を受けられる制度のことであります。

(注1) 平成29年度に計画が認定された場合には、税額控除が拡充型の場合2%、移転型の場合4%となります。

(注2) オフィス減税の対象となる建物等は取得価額2,000万円以上(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第2項に規定する中小企業者、同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人の場合1,000万円以上)となります。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けようとする場合の中小企業者の基準と異なりますので、ご注意ください。

Q5 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。

【回答】

法人(連結法人を含む。)であれば法人税、個人事業者であれば所得税が対象となります。

Q6 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物を取得等することが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者がオフィス減税の適用を受けるためには、平成30年3月31日までの間に認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までに、建物を取得等し、事業の用に供することが必要です。

Q7 同一の建物内に本社機能以外の業務部門(工場や店舗等)を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。

【回答】

同一建物において本社機能とそれ以外の部分が混在する場合には、本社機能に係る部分を明らかに区分することができる場合には、建物の取得価額のうち、その部分に

相当する金額について、オフィス減税を受けることができます。

この場合、投資減税額の算定方法については、原則として本社機能にかかる部分のみを床面積按分（建物附属設備や構築物で本社機能とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することとなります。

Q8 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。

【回答】

自治体等からの補助金の適否は、今回の支援措置の適用に影響ありません。よって、自治体等から補助金を受けて取得した建物等であってもオフィス減税の対象となり得ます。

なお、国又は地方公共団体から補助金、助成金又は給付金を受け取って、建物等を取得した場合には、圧縮記帳を適用することにより、オフィス減税の適用額が変わります。

（雇用促進税制の特例措置について）

Q9 現行の雇用促進税制とはどのようなものですか。

【回答】

適用年度の前事業年度末日の雇用者の総数に対する適用年度の雇用者増加数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした場合に、法人税（所得税）の税額控除の適用が受けられる制度のことです。

詳しくは、以下のURLに掲載されているパンフレットをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html

Q10 地域再生法に基づく雇用促進税制の上乗せ措置とはどのようなものですか。

【回答】

現行の雇用促進税制は、雇用者数の増加一人あたり40万円の税額控除が受けられますが、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の拡充型又は移転型の事業計画認定を受けた場合は、以下のとおり特例措置が拡充されます。

- ① 法人全体の雇用者増加率が10%以上の場合には、従業員一人あたり50万円の税額控除（法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合でも20万円）
- ② 移転型事業の認定事業者については、上記に加え、一人あたり30万円の税額控除（最大3年間）

（注1） 50万円の税額控除の対象となる従業員数は、特定業務施設において増加した従業員数又は法人全体で増加した従業員数のいずれか少ない方となります。

（注2） 移転型事業の税額控除の対象となる従業員数は、特定業務施設において増加した従業員数となります。

(注3) 移転型事業の税額控除を3年間継続して適用を受けるためには、法人又は個人事業者全体の従業員数が減少しないこと及び特定業務施設の従業員数が減少しないことが必要になります。

Q11 雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

雇用促進税制の適用を受けるためには、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定後2ヶ月以内又は事業年度開始後2ヶ月以内に事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出し、適用年度終了後から2ヶ月以内に達成状況の確認を受けることが必要です。

また、特定業務施設を新設する場合を除き、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の申請前に特定業務施設を一の雇用保険適用事業所として届出することが必要です。

Q12 すでに雇用促進計画を事業年度開始後2ヶ月以内に提出している事業者が、その当該事業年度の途中に特定業務施設を整備した場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

適用事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出している場合は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定後2ヶ月以内に、雇用促進計画を本社・本店を所管するハローワークに提出し直なおすことが必要です。その際の提出書類は以下のとおりです。(適用事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出していない場合は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定後2ヶ月以内に下記の書類をハローワークに提出する必要があります。)

- ① 雇用促進計画－1
- ② 雇用促進計画－2
- ③ 雇用促進計画－3 (※)
- ④ 雇用促進計画－4
- ⑤ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の写し
- ⑥ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書の写し
- ⑦ 雇用保険適用事業所番号設置届事業主控の写し(注1)

※組織再編をした法人は要提出。特定業務施設の部分について変更がある場合にはこの様式ではなく特定業務施設整備計画自体の変更が必要になります。都道府県にご相談ください。

(注1) 雇用促進計画提出時に特定業務施設を一の雇用保険適用事業所として届出出来ない場合は、達成状況の確認時に提出してください。

Q13 同一の建物内に本社機能以外の業務部門（工場や店舗等）を有する場合に、雇用促進税制を受けるために、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

【回答】

現行制度において、雇用保険の適用単位は、経営上一体を成す支店、営業所、工場等を統合した企業体の単位ではなく、本社、支店、工場等のように、個々の経営組織の下、独立性のある経営体になるところとなります。

一の雇用保険適用事業所とみなされるには、

- ① 場所的に他の事業所から独立していること。
- ② 経済（又は業務）単位としてある程度独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること。
- ③ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること。

の全ての要件に該当することが必要です。

以上の①～③に該当する場合に一の事業所に該当することになりますが、すべての条件を満たさない場合であっても、他の社会保険の取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等により、一の雇用保険適用事業所と認められる場合があります。

特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするための手続きは、特定業務施設を所管するハローワークで行います。ご相談については適宜、受付けています。なお、一の雇用保険適用事業所となるためには、一の労働保険適用事業場となることが必要であるため、申請者又は認定事業者は、ハローワークへの相談後、労働基準監督署において一の労働保険適用事業場となるための手続きを行うことが必要です。

Q14 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば雇用促進税制の対象となりますか。

【回答】

同一の適用年度中に、雇用者の採用が複数回行われた場合や雇用者自身の都合による離職があった場合には、これらの採用や離職による雇用者数の増減を含めた適用年度末と、その前事業年度末のそれぞれの雇用者数を基に、雇用者増加数や雇用増加割合を計算し、要件判定を行うこととなります。

ただし、適用年度とその適用年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度において事業主都合による離職者がいないことが適用要件の1つとされていますので、これらの事業年度において事業主都合による離職者がいる場合には、雇用促進税制の適用を受けることができません。

Q15 事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、その当該事業年度も雇用促進税制の対象となりますか。

【回答】

雇用促進税制の対象となります。既に事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画を提出している場合についての必要な手続きはQ12を御参照ください。

Q16 「事業主都合による離職」とはどのようなものですか。

【回答】

具体的には、人員整理、事業の休廃止等による解雇や、事業主の勧奨等による任意退職のことを言います。

Q17 建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることができますか。

【回答】

新設、増設、賃貸、既存施設の用途変更のいずれかによって特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の対象となるため、賃貸や既存施設の用途変更のように建物の取得等がなくても計画の認定を受けることが可能です。

このため、建物の取得等がなくても雇用促進税制の適用を受けることが可能です。

Q18 所得拡大促進税制との併用は可能ですか。

【回答】

所得拡大促進税制とは選択適用になるため、併用はできません。

(地方税の不均一課税の不均一課税に伴う措置(減収補填)について)

Q19 地域再生法に基づく地方税の不均一課税に伴う措置とはどのようなものですか。

【回答】

地方自治体が認定事業者に対する地方税の不均一課税を行った場合、その減収に対して普通交付税による補填措置が講じられるものです。

移転型事業に対する地方税の不均一課税に伴う措置の対象税目は事業税、不動産取得税、固定資産税となり、拡充型事業に対する地方税の不均一課税に伴う措置の対象税目は、不動産取得税、固定資産税となります。

Q20 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象となりますか。

【回答】

課税免除を行った場合は減収補填措置の対象となりません。